



第九中だより

令和8年5月30日(土)
第2号
文京区立第九中学校
文京区本駒込3丁目28番9号

いのちと人権を考える

校長 松田 亮一

5月はゴールデンウィークに始まり、3年生修学旅行や運動会など、大きな行事を実施しました。九中生の皆さんは事前の取組から当日まで、一生懸命ひたむきに取り組んでいて素晴らしいと思いました。これらの行事を通じて、学級や学年の絆がより強くなったと思います。また、特に運動会の九中ソーラン学年別練習では、3年生リーダーから1・2年生に動きや踊り方、心構えなどをレクチャーする場面もあり、先輩が後輩へ九中の伝統を引き継ぐ姿はとても立派に感じました。

さて、文京区では、5月と12月を「いのちと人権を考える月間」として、自尊感情や自己肯定感を高め、自分や他者の命、人権を大切にすることや態度を育てる具体的な取組を行い、人権教育や生命尊重教育の推進を図っています。

人権は、「人間が人間らしく生きていく権利で、すべての人が生まれながらにして持っている権利」であり、大人だけではなく子どもも等しくもっている権利です。文京区では令和8年4月から、「文京区子どもの権利に関する条例」が施行され、その基本理念には「差別の禁止」「生命、生存及び発達に関する権利」「子どもの意見の尊重」「子どもの最善の利益」に関する内容が記載されています。この条約の前文（条文本体の前に置かれ、その法令の制定趣旨、理念、目的などを強調して述べた文章）は、区内中高生から「子どもの権利推進リーダー」を募集して「リーダー会議」を開催し、子どもの権利推進リーダーが自分たちで原案を作成したそうです。

人権を守るために大切なことは、まずは「自分を大切にすること」です。自分で考えて自分のことを決めるために、周囲から見守られ必要な助けを得ながら様々なことに挑戦できる環境の中で生き生きと生活することが重要です。そして同時に、「多様な他者を尊重する」態度を身につけることも、人権を守るうえで大切なことです。人は一人一人考え方も得意なことも好きなことも違います。自分とは違う人間が世界の人口と同じだけ存在します。そのような「多様な他者」を、自分と同じように大切な存在であると認めることが「多様な他者を尊重する」ということです。偏見や差別意識をもたなくてよい社会をつくるために自分は何をすべきか、「いのちと人権を考える月間」をきっかけに考えてみてください。

保護者の皆様へ

本校では、「交流及び共同学習」を推進しており、全学年・学級において特別支援学級（6組）を含む全校生徒による交流学級を形成し、授業や行事などを実施しています。このことから通常の学級において、障害の有無にかかわらず特別な教育的支援を必要とする生徒も念頭に置いた学級全体での指導方法の工夫を図るため、多様性・包摂性を尊重した学習者主体の授業づくり、学級・集団づくり、教室環境整備等を進めています。

お子様の学校生活において、心配なことや支援が必要なことがあれば、学校までお気軽にご相談ください。生徒本人・保護者の方とその内容を共有し、過重な負担のない範囲で対応できる方策を検討・実施いたします。

～九中 アルバム～ 5月の九中を振り返ってみました



5/14～16 3年生修学旅行 沖縄



5/30 運動会

《 6月の主な予定 》

日	曜	行事等	給	日	曜	行事等	給
1	月	振替休業日 ふれあい月間始	-	17	水	期末考査	×
2	火	眼科健診(6組) 運動会予備日①	○	18	木	期末考査	×
3	水	日韓学術文化交流事業 運動会予備日②	○	19	金	期末考査 生徒委員会	○
4	木	耳鼻科健診(全学年・6組)	○	20	土		-
5	金	安全指導 教育実習終 第1回進路説明会	○	21	日		-
6	土		-	22	月	①カット 生徒会朝会	○
7	日		-	23	火		○
8	月	全校朝会	○	24	水	ハヶ岳合同宿泊学習始(6組)	○
9	火	模範授業(道徳)	○	25	木	眼科健診(全学年)	○
10	水	定期考査一週間前 避難訓練	○	26	金	ハヶ岳合同宿泊学習終(6組)	○
11	木		○	27	土		-
12	金	⑥カット 学級懇談会(全学年)	○	28	日		-
13	土		-	29	月		○
14	日		-	30	火	定期健康診断終 ふれあい月間終	○
15	月	水泳指導始	○	7/1	水	検定学習会(漢字)	○
16	火		○	7/2	木		○



⇐ 第九中ホームページ・ブログはこちら
 第九中だよりなどのお知らせはこちら ⇒

